

●児童福祉

母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の母または父、および両親のいない児童を養育している人で、仕事や病気などの事由により、一時的に家事援助や保育サービスなどを必要としている場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します（所得に応じて利用負担があります）。

小学校入学祝品給付事業

ひとり親家庭の児童が小学校に入学する時に、お祝いとして3,000円分の図書券を差し上げます。ただし、他の制度で助成を受けることができる人を除きます。

公衆浴場無料入浴事業

入浴の設備を持たないひとり親家庭で、義務教育終了前の児童とその親に対して、公衆浴場の無料入浴券（1人月4回）を交付します。

●下水道

水洗便所改造助成事業

下水道工事が完了し、処理開始日から3年以内に便所を水洗便所に改造する人に助成を行います。くみ取り便所またはし尿浄化槽を処理開始から1年以内に改造する場合は3万円を、1年を超え3年以内に改造する場合は2万円を助成します。

●市民相談

新潟市役所本庁で、市民生活に関する悩み事やトラブルなどの相談窓口を設けています。

相談の種類	日時（祝日と年末年始を除く）	相談内容	相談員	場 所
法律相談	月・水・金曜日の午後1時15分～4時15分 ※1回30分、予約制	法的解釈や判断を要する問題	弁護士	新潟市役所第1分館 市民相談室 ☎025-228-1000（代表） ☎025-226-2065
民事相談	月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 ※電話による相談も可	市民生活に関する悩み事やトラブルなど	相談員	
交通事故相談	月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 ※電話による相談も可	交通事故が原因の諸問題	相談員	
高齢者職業相談	月～金曜日の午前9時～正午および午後1時～4時 ※面接（予約不要）	満50～64歳までの人を対象とした職業相談と職業の紹介	相談員	

新津支所では、弁護士による法律相談をこれまでと同様に行います（1回30分、予約制）。なお、合併後は開催日が毎月第2～4金曜日に増えます。

●高齢者福祉（続き）

家族介護支援事業

高齢者を介護している家族や近隣の援助者などを対象に、「家族介護教室」を開催します（情報交換・交流、介護知識と基礎実技、介護予防など）。

成年後見制度利用支援事業

痴ほう性高齢者による、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）および後見人などの報酬の全部、または一部を助成します。

〈対象者〉65歳以上の高齢者で、次のいずれにも該当する人

- ①介護保険サービスを利用または利用しようとする、身寄りのない最重度の痴ほう性高齢者
- ②市が老人福祉法の規定に基づき、民法上の後見・補佐・補助に規定する審判の請求を行うことが必要と認められる人
- ③成年後見制度にかかる経費について、助成を受けなければ同制度の利用が困難と認められる人

高齢者向け住宅リフォーム助成事業

身体機能の低下した高齢者が、自宅で安心して暮らせるように住宅改造費用の一部を助成します。

〈対象者〉おおむね65歳以上で介護保険の要支援または要介護1～5の認定を受けた人のいる世帯で、世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯（1世帯1回限り）

〈対象住宅〉対象者本人が現在住んでいるか、工事完了後に速やかに住む見込みの住宅

〈改造箇所〉居室・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・台所などで、対象者の日常生活改善に直接かわる改造工事

〈助成額〉

世帯区分	助成限度額
生活保護世帯	80万円
所得税非課税世帯	60万円
所得税課税世帯	40万円

助成決定後に工事着工となりますので、事前にご相談ください。

公衆浴場入浴事業

65歳以上の高齢者に、公衆浴場の無料入浴券を交付します。

〈交付枚数〉自家風呂のない人：月4枚、自家風呂のある人：月2枚

●障害者福祉

自動車燃料費の助成

障害者の社会参加を促進するため、自動車燃料費の一部を助成します。ただし、「福祉タクシー券（一般タクシー用の助成券）」を申請する人は利用できません。

〈対象者〉身体障害者手帳1、2級および3級の一部（下肢、体幹、脳原性運動（移動）、内部障害）または療育手帳A所持者

〈助成額〉限度額：年間25,920円

〈申請方法〉登録申請を行い、以後ガソリン（軽油）代支払後に領収書（クレジットカード決済の人は明細書）を添えて申請します。

障害者住宅リフォーム助成

障害者の居住する住宅を改造する場合に、費用の一部を助成します。

〈対象者〉身体障害者手帳1、2級または療育手帳Aの所有者と同居する世帯で、世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯（1世帯1回限り）

〈助成額〉

世帯区分	助成限度額	
	日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付対象者および介護保険が適用される人	左記以外
生活保護世帯	80万円	100万円
所得税非課税世帯	60万円	75万円
所得税課税世帯	40万円	50万円